

◎当ファンドは、NISAの「成長投資枠」の対象商品です。

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2025.1.24

なかの世界成長ファンド

追加型投信／内外／株式



○本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

○ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には投資信託約款(以下「約款」といいます。)の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

●委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

なかのアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3406号

照会先

ホームページアドレス <https://nakano-am.co.jp/>

電話番号 03-6661-0508

受付時間 午前9時～午後5時
(土、日、祝・休日は除きます。)

●受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

野村信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



なかのアセットマネジメント

投資家の皆さんへ

資産運用立国とは、国民生活者に長期投資が行動文化として一般化しており、
資本市場からのリターンを多くの生活者が享受することによって、
相応に豊かなライフスタイルが定着した高度な成熟社会の姿なのです。

そして長期資産形成において、お金を働きに出す最も合理的な投資対象は地球経済。
即ち世界の経済成長軌道を養分にして、
お金をゆったりと育てて行く国際分散投資であります。

「なかの世界成長ファンド」は、こうしたメインストリームに立脚して、
米欧日に新興国も含めた各地域にある高品質な成長企業を長期目線で厳選した
ポートフォリオで、世界の株式市場の平均リターンを凌駕する長期的運用成果を目指す、
長期資産育成目的の国際分散型本格的アクティブ株式ファンドです。

当社が厳選するグッドカンパニーの評価軸を皆さんと共有しながら、
世界で活躍する素敵な成長企業と歩んで行く長期投資の旅を、
ぜひご一緒に楽しんで参りましょう！

なかのアセットマネジメント株式会社
代表取締役社長 中野 晴啓

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし

※商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

※上記属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

委託会社の情報

委託会社名	なかのアセットマネジメント株式会社
設立	2023年9月1日
資本金	677百万円
運用する投資信託財産の合計純資産総額	4,999百万円

(2024年10月末現在)

- この目論見書により行う「なかの世界成長ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2024年4月3日に関東財務局長に提出しており、2024年4月19日にその届出の効力が生じております。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主として、内外の投資信託への投資を通じて、世界の成長企業に投資を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目的に運用を行います。

ファンドの特色

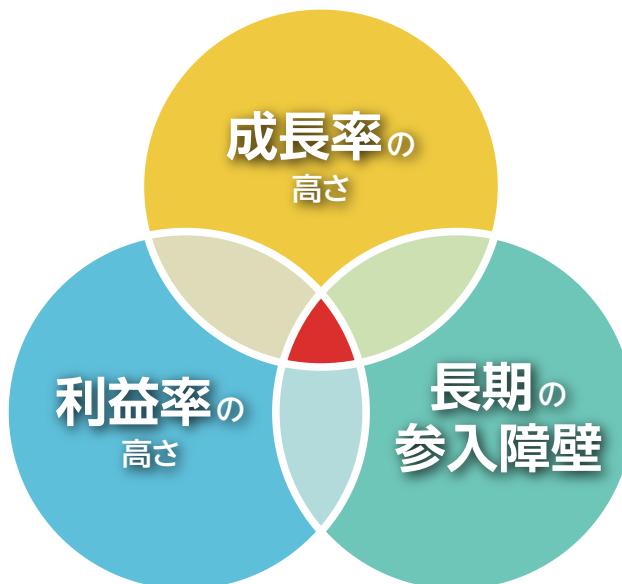
- 1** 世界の株式に投資することで、日本以外の魅力的な投資機会も捉えることを目指します。
- 2** 長期の資産形成を目指して、長期視点で世界の成長企業(クオリティ・グロース企業)の株式に投資を行います。
- 3** 多面的な調査を行った上で、長期的に成長が期待される企業に投資をするアクティブファンドに、割安と考えられるタイミングで投資を行うことを目指します。
- 4** 原則として、為替ヘッジは行いません。



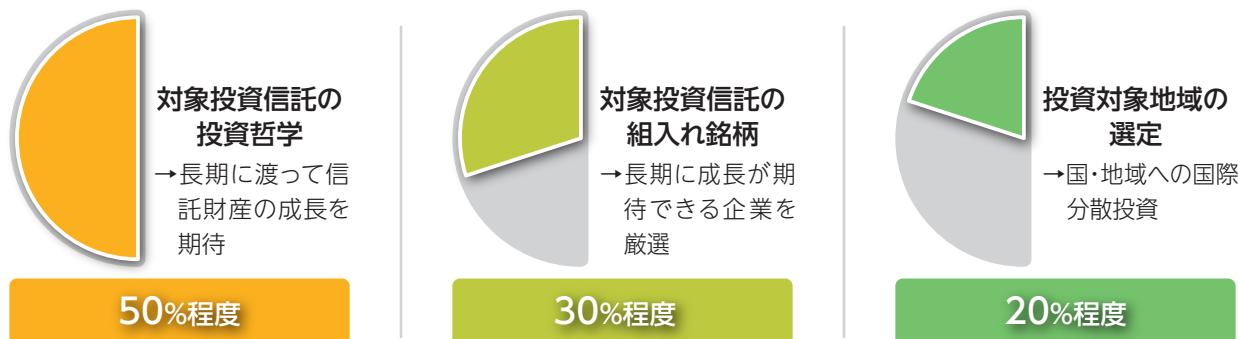
ファンドの目的・特色

運用プロセス

世界の成長株投資における投資の3要素



投資プロセス

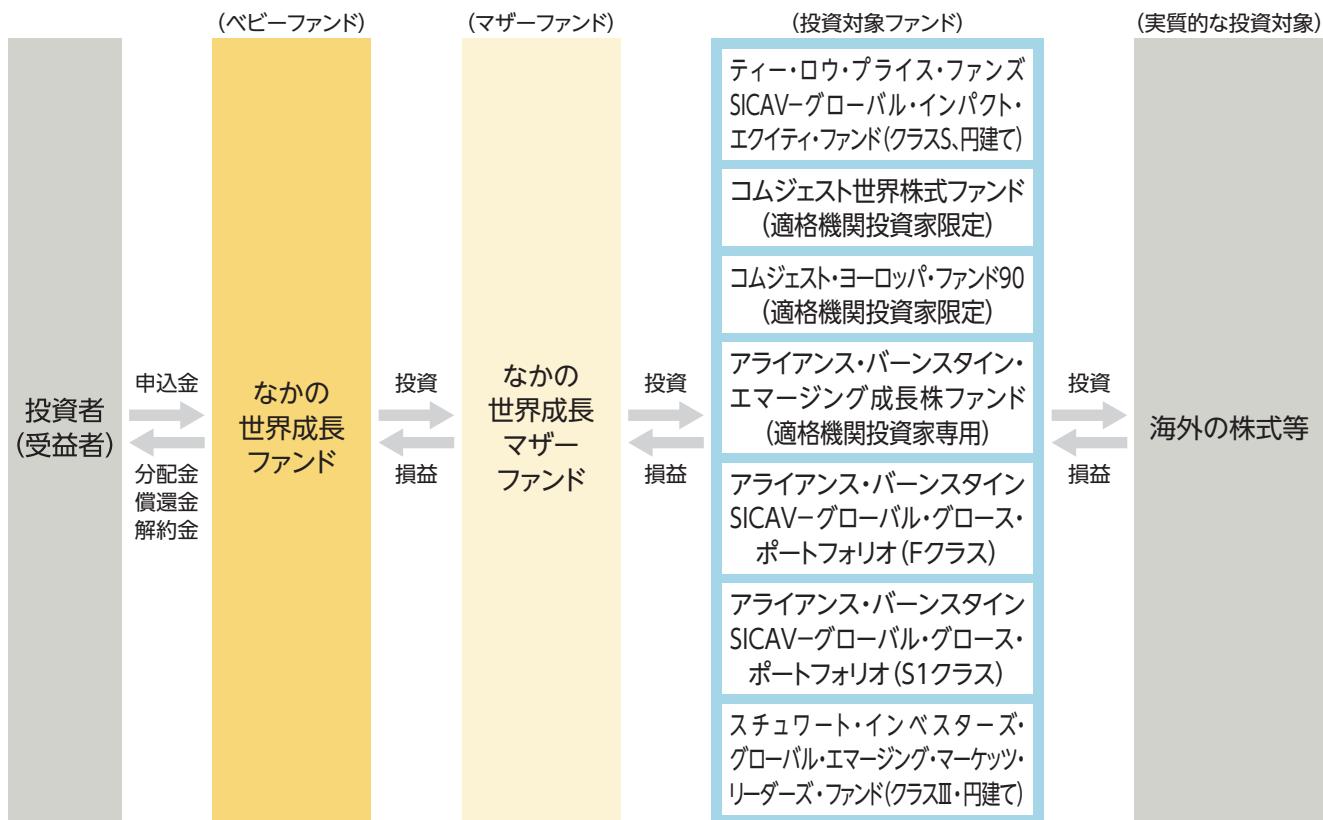




ファンドの目的・特色

◎ ファンドの仕組み

- 当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行います。
- また、マザーファンドを通じて複数の投資信託証券(投資対象ファンド)に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。



※マザーファンドを通じて内外の投資対象ファンドに投資を行い、実質的に世界の株式等に投資を行います。

◎ 主な投資制限

- マザーファンド受益証券への投資割合には、投資制限を設けません。
- 投資信託証券への実質投資割合(マザーファンド受益証券への投資を介した投資の割合をいいます。以下同じ。)には、制限を設けません。
- 株式への直接投資は、行いません。
- 外貨建資産への直接投資は、行いません。
- デリバティブの直接利用は、行いません。

◎ 分配方針

毎決算時(原則として毎年4月24日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



ファンドの目的・特色

運用チームから皆さまへ

世界を見渡すと、ゆっくりとではありますが確実なトレンドがいくつか存在すると考えます。

例えば、国連の推定によれば80億人いる世界人口は毎年約7000万人ずつ増加しており、これは世界人口を毎年0.8%程度押し上げています。

その結果、人口が増加しているインドやインドネシアをはじめとするグローバルサウスと呼ばれる新しい新興国の国々が世界の政治的、経済的重要度を増してきており、世界中の企業が新しい工場を建設や、新しいマーケットの開拓を進めています。これらは、世界経済を押し上げ、企業に新しい成長機会を提供するでしょう。

加えて、新しい技術も次々に出てきています。

AIの活用はいうに及ばず、自然エネルギーの活用、電気自動車へのシフトなど世界では新しい技術を自社のビジネスに取り込むのに全力を挙げています。厳選した世界の競争力ある企業に長期投資をすることによって、より広い成長機会を捉えることが出来ると考えます。

ぜひ、なかの世界成長ファンドをご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

シニアポートフォリオマネジャー 居林 通

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

投資対象ファンドの概要

2025年1月24日現在、委託会社が知り得る情報に基づいており、今後記載内容が変更される場合があります。

ファンド名	ティー・ロウ・プライス・ファンズ SICAV-グローバル・インパクト・エクイティ・ファンド (クラスS、円建て)
形態	ルクセンブルグ籍会社型外国投資証券(円建て)
主な投資対象	世界(含む日本、新興国)の株式を主要投資対象とします。
主な投資制限	同一発行体による有価証券への投資は、原則としてファンドの純資産総額の10%以内とします。原則為替ヘッジは行いません。
信託報酬	運用報酬:純資産総額に対し年率0.75%以内 (海外における消費税等相当額がかかる場合があります。)
その他の費用など	純資産総額に対し年率0.10%以内 *年間最低報酬額や取引ごとに係る費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回ることがあります。
投資顧問会社	ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド



ファンドの目的・特色

ファンド名	コムジェスト世界株式ファンド(適格機関投資家限定)
形態	追加型投信／内外／株式／適格機関投資家限定
投資対象	コムジェスト世界株式 マザーファンド(以下「親投資信託」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。
投資制限	①株式への実質投資割合には制限を設けません。 ②投資信託証券(親投資信託の受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
信託報酬	総額:0.968% (消費税込)
その他の費用など	資産の保管費用、有価証券売買時の売買委託手数料、監査費用、信託財産に関する租税など。
委託会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社

ファンド名	コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90(適格機関投資家限定)
形態	追加型投信／海外／株式／適格機関投資家限定
投資対象	ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ マザーファンド(以下「親投資信託」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。
投資制限	①株式への実質投資割合には制限を設けません。 ②投資信託証券(親投資信託の受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
信託報酬	総額:0.99% (消費税込)
その他の費用など	資産の保管費用、有価証券売買時の売買委託手数料、監査費用、信託財産に関する租税など。
委託会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社

ファンド名	アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド(適格機関投資家専用)
形態	追加型投信/海外/株式
投資対象	主としてABエマージング・グロース株式マザーファンド受益証券に投資します。
投資制限	①株式への実質投資割合は、制限を設けません。 ②同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ③投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.90% (税抜) 委託会社:年0.80%、販売会社:年0.02%、受託会社:年0.08% 信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日(ただし、計算期間の最初の6ヶ月終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日とします。)および毎計算期末ならびに信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
その他の費用など	純資産総額に対して年0.10%の率を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。 ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託会社が定めた範囲内で、受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。
委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社



ファンドの目的・特色

ファンド名	アライアンス・バーンスタイン SICAV-グローバル・グロース・ポートフォリオ (Fクラス)
形態	ルクセンブルグ籍米ドル建外国投資法人
主な投資対象	世界各国の株式を主要投資対象とします。
主な投資制限	①流動性の低い資産への投資は、純資産総額の10%を超えないものとします。 ②ファンドの借り入れ総額は、純資産総額の10%を上限とします。
管理報酬	年率0.35% (国内における消費税等相当額はかかりません。)
その他の費用など	保管報酬、管理事務代行報酬、名義書換代行報酬、ファンドの資産および収益に課せられる税金、組入有価証券の売買時の売買手数料、監査費用、弁護士費用等、ファンドの運営に必要な各種経費がかかります。
投資顧問会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

ファンド名	アライアンス・バーンスタイン SICAV-グローバル・グロース・ポートフォリオ (S1クラス)
形態	ルクセンブルグ籍米ドル建外国投資法人
主な投資対象	世界各国の株式を主要投資対象とします。
主な投資制限	①流動性の低い資産への投資は、純資産総額の10%を超えないものとします。 ②ファンドの借り入れ総額は、純資産総額の10%を上限とします。
管理報酬	年率0.60% (国内における消費税等相当額はかかりません。)
その他の費用など	保管報酬、管理事務代行報酬、名義書換代行報酬、ファンドの資産および収益に課せられる税金、組入有価証券の売買時の売買手数料、監査費用、弁護士費用等、ファンドの運営に必要な各種経費がかかります。
投資顧問会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

ファンド名	スチュワート・インベスターーズ・グローバル・エマージング・マーケッツ・リーダーズ・ファンド (クラスⅢ・円建て)
形態	アイルランド籍会社型外国投資信託
主な投資対象	当ファンドの投資対象は、新興国市場(エマージング・アジア、ラテン・アメリカ、エマージング・ヨーロッパ、中東・アフリカ)に設立・上場されている企業、もしくは、過半の事業を当該地域で営む企業です。 適切な制限を設けることでポートフォリオにおける十分な分散を考慮しますが、参考ベンチマークを意識することなく、優れた企業経営陣・文化、強力な事業基盤、強固な財務を備えた高いウォリティを有し、サステナビリティの観点から貢献し、その恩恵を受けると判断する確信度の高い企業のみを組み入れます。
主な投資制限	①時価総額10億米ドル以上、浮動株5億米ドル以上の大型株及び中型株のみ組み入れます。 ②同一の発行体が発行する株式等への投資比率は、原則として純資産総額の10%以内とします。 ③デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。
運用報酬	純資産額に対し年率0.65%
その他の費用など	純資産額に対して年率0.15%以内
投資顧問会社	ファースト・センティア・インベスターーズ(香港)リミテッド



投資リスク

基準価額の変動要因

- ・ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- ・信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者の皆さまに帰属します。
- ・投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの主なリスクは以下の通りです。

●価格変動リスク

株式の価格は発行者の業績、経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。また、債券の価格は市場金利や信用度等の変動を受けて変動します。ファンドはその影響を受け、組入株式や組入債券の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

●信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

●為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

●カントリーリスク

主要投資対象ファンドの投資対象国において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、またはそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。

●流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



投資リスク

収益分配金に関する留意点

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われる
と、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超
えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落するこ
とになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものでは
ありません。
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻
しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが
小さかった場合も同様です。

その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適
用はありません。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し、短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引
市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期
待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準
価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金の
支払いが遅延する可能性があります。
- ・一般的に、時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から
流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引
されることがあります、その結果、基準価額の下落の要因となる場合があります。

リスクの管理体制

委託会社では、リスク管理規程や運用モニタリング規程等の社内規程において、リスク管理の対象と
なるリスク、リスク管理体制および管理方法等が定められています。

- ・委託会社は受託者責任を常に念頭に置いたうえで、投資信託の「投資リスク」を適切に管理するた
め、①運用部門において、投資信託の各種リスクを把握しつつ、投資信託のコンセプトに沿ったリス
クの範囲内で運用を行うこと、②運用部門から独立した管理部署によりモニタリング等のリスク管
理を行うこと、を基本の考え方として、リスク管理体制を構築しています。
- ・委託会社では、流動性リスク管理に関して、投資信託の組入資産の流動性リスクのモニタリング等
を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。委託会社の取締役会等では、流動性
リスク管理を含めた実効的なリスク管理体制の整備、運用について監督します。



投資リスク

(参考情報)

当ファンドの年間騰落率および基準価額の推移

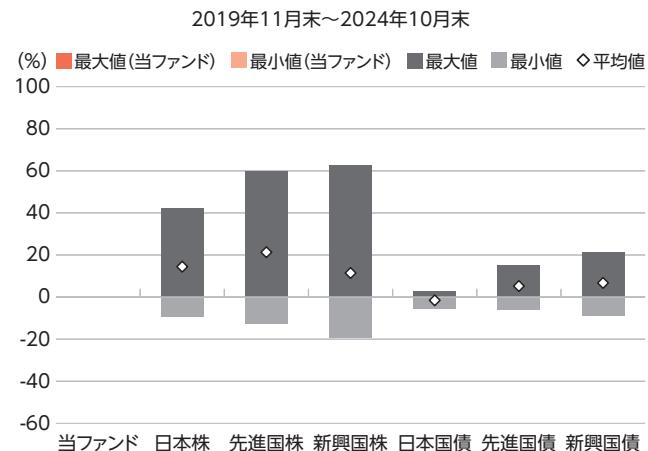


*分配を行っていないため、分配金再投資基準価額は表示していません。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

*年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

*決算日に対応した数値とは異なります。

各資産クラスの指標

日本株……東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株…MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債…NOMURA-BPI国債

先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指標について

騰落率は、データソースが提供する各指標をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したもので。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したもので。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したもので。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指標です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指標です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指標です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。



運用実績

2024年10月末現在

●基準価額・純資産の推移

基準価額	10,313円	純資産総額	24億円
------	---------	-------	------



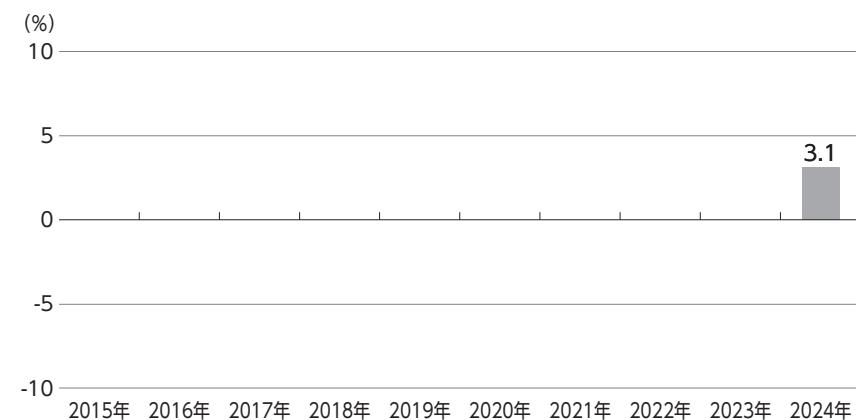
※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。

●主要な資産の状況

	ファンド名	組入比率
1	コムジェスト世界株式ファンド(適格機関投資家限定)	32.1%
2	アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド(適格機関投資家専用)	26.6%
3	コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90(適格機関投資家限定)	23.6%
4	ティー・ロウ・プライス・ファンズ SICAV-グローバル・インパクト・エクイティ・ファンド(クラスS、円建て)	12.2%
5	アライアンス・バーンスタイン SICAV-グローバル・グロース・ポートフォリオ	2.6%

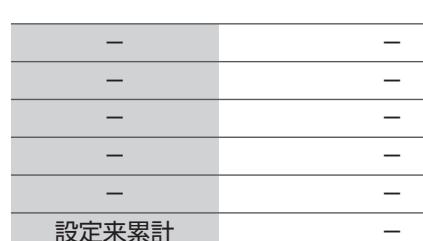
※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する組入比率です。

●年間收益率の推移(暦年ベース)



- 当ファンドにはベンチマークはありません。
- 年間收益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
- 2024年は設定日(4月25日)から10月末までの收益率です。

●分配の推移(1万口当たり、税引前)



運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。
運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。



手続・手数料等

お申込メモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入価額	【当初申込期間】1口当たり1円とします。 【継続申込期間】購入申込受付日の翌々営業日の基準価額(1万口当たり)とします。
購入代金	販売会社が定める所定の日までに販売会社の定める方法でお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 ※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	【当初申込期間】2024年4月19日から2024年4月24日まで 【継続申込期間】2024年4月25日から2025年7月24日まで ※継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入・換金申込不可日	ユーロネクスト・パリ、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ルクセンブルクの銀行およびダブリンの銀行の休業日の場合には、購入・換金申込は受け付けません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情が発生したときは購入・換金申込の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金の申込を取消すことがあります。
信託期間	無期限(2024年4月25日設定)
繰上償還	委託会社は次のいずれかの場合には、繰上償還することがあります。 ・純資産総額が10億円を下回ることとなった場合。 ・信託契約を解約することが投資者(受益者)のため有利であると認めるとき。 ・やむを得ない事情が発生したとき。
決算日	原則として、毎年4月24日とします。(休業日の場合は翌営業日) 第1決算日は2025年4月24日とします。
収益分配	原則として、年1回の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	5,000億円
公告	電子公告により行い、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページアドレス https://nakano-am.co.jp/ ※なお、やむを得ない事情によって公告を電子公告によって行うことができない場合には、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	委託会社は、毎期決算後および償還後に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 ・当ファンドは、NISAの「成長投資枠」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

● ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド	信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に対して、 年率0.605% (税抜0.55%) を乗じて得た額とします。 運用管理費用は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。 $\text{信託報酬} = \text{運用期間中の基準価額} \times \text{信託報酬率}$											
	運用管理費用の配分(年率／税抜)	<table><thead><tr><th>支払先</th><th>配分</th><th>役務の内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>委託会社</td><td>0.312%</td><td>委託した資金の運用の対価</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>0.208%</td><td>運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>0.030%</td><td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td></tr></tbody></table>	支払先	配分	役務の内容	委託会社	0.312%	委託した資金の運用の対価	販売会社	0.208%	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価	受託会社	0.030%
支払先	配分	役務の内容											
委託会社	0.312%	委託した資金の運用の対価											
販売会社	0.208%	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価											
受託会社	0.030%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価											
投資対象ファンド	年率0.4%～0.9%程度(税抜) ※運用・管理報酬等の料率は投資対象ファンドにより異なります。詳しくは、「投資対象ファンドの概要」をご覧ください。												
実質的な負担	年率1.3%±0.2%程度(税込) ※投資対象ファンドの組入比率の変更などにより変動します。												
その他の費用・手数料	監査費用、租税、信託事務の処理に要する諸費用等。 監査費用を除くその他の費用・手数料は、その都度信託財産から支払われます。 信託事務の処理に要する諸費用には、以下のものが含まれます。 <ul style="list-style-type: none">・有価証券の売買の際に発生する証券取引に伴う手数料・有価証券の保管に要する費用 ※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査にかかる費用です。 ※これらの費用・手数料等については運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことができません。												

※投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。

●税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および 償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

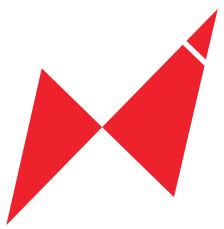
NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記と異なります。

※上記は、2024年10月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



なかのアセットマネジメント